

## 平成27年度 第1回

### 鳥取市社会教育委員会議及び公民館運営審議会、生涯学習推進協議会

日 時 平成27年7月1日（水）

午後3時15分～4時45分

場 所 鳥取市文化センター2階 大会議室

### 一 日 程 一

#### 1 開 会

#### 2 教育長あいさつ

#### 3 会長及び副会長の選出

#### 4 確認事項

(1) 社会教育委員・公民館審議会委員・生涯学習推進協議会委員の位置づけと役割等について

p. 1

[ 各種法律、条令の抜粋 ]

p. 2]

(2) 平成25・26年度の協議内容等について

p. 6

#### 5 協議事項

(1) 平成27年度社会教育関係事業計画について

資料1

(2) 「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」の策定について

資料2

(3) その他

#### 6 その他の事項

#### 7 閉 会

鳥取市社会教育委員（公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員）名簿

(任期：平成27年6月1日から平成29年5月31日まで)

(順不同、敬称略)

委員区分	氏 名	委員選出機関等	備考
学校教育 関係者	橋 本 佳 忠	鳥取市小学校校長会	久松小学校
	中 嶋 聖	鳥取市中学校校長会	桜ヶ丘中学校
社会教育 関係者	徳 田 昌 子	鳥取市連合婦人会	
	竹 森 貞 美	鳥取市自治連合会	
	松 本 伸 一	鳥取市スポーツ推進審議会	
	山 下 多恵子	鳥取市人権教育協議会	
	稻 垣 晴 雲	鳥取市文化団体協議会	
	懸 桶 勉	鳥取市公民館連合会	
	森 田 秀 雄	鳥取市老人クラブ連合会	
家庭教育 関係者	吉 澤 春 樹	鳥取市小学校 P T A 連合会	城北小学校
	森 村 仁 志	鳥取市中学校 P T A 連合会	鹿野中学校
	米 沢 伸 明	青少年育成鳥取市民会議	
学識 経験者	土 井 康 作	鳥取大学	
	外 川 正 明	鳥取環境大学	
	矢 芝 好 美	地域代表（鳥取北・東地区）	国府町
	加賀田 英 夫	地域代表（鳥取南地区）	用瀬町
	奥 田 志磨子	地域代表（鳥取西地区）	気高町
公募委員	浜 江 康 雄		
	西 上 洋 治		
	大 西 保 江		

(注) 鳥取北・東地区：鳥取地域、国府町、福部町

鳥取南地区 : 河原町、用瀬町、佐治町

鳥取西地区 : 気高町、鹿野町、青谷町

## (1) 鳥取市社会教育委員及び公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員の位置づけと役割等について

### 1 委員会の位置づけ等

本市では、平成25年より社会教育委員と公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員を兼務していただいている。鳥取市社会教育委員会議及び公民館運営審議会（以下「委員会」という。）は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関で、その設置については社会教育法、鳥取市社会教育委員条例及び鳥取市公民館条例に規定しています。また、生涯学習推進協議会は、その設置について鳥取市生涯学習推進協議会設置要綱に規定されており、委員は鳥取市生涯学習推進本部長（鳥取市長）が委嘱します。

### 2 委員数及び委員構成

(1) 委員数 20人以内

(2) 委員構成

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ① 学校教育及び社会教育の関係者 | ② 家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| ③ 学識経験のある者       | ④ 公募による者            |

3 任期 委嘱の日から2年間

4 会議の開催 会議は、年2～3回開催予定

### 5 委員の役割・審議事項

社会教育委員（社会教育法 第17条より）

- 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
- 職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 教育委員会に対し社会教育に関する意見を述べること。
- 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えること。

公民館運営審議会委員（社会教育法 第29条より）

- 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議すること。

生涯学習推進協議会委員（鳥取市生涯学習推進協議会設置要綱より）

- 生涯学習の推進にあたって、鳥取市生涯学習推進本部長が提起した事項に関するこ。
- その他生涯学習の推進に必要な事項に関するこ。

- それぞれの立場からの情報提供、アドバイス、視点の提供
- 関係機関・団体とのネットワーク形成
- 地域課題・学習課題の発見

## 各種法律、条例の抜粋

### 【地方自治法】

#### 第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### 【教育基本法】

#### (生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### (社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### 【社会教育法】

#### (社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

#### 第16条 削除

#### (社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

【鳥取市社会教育委員条例】

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条、第17条及び第18条の規定により、本市に鳥取市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償及び報酬)

第4条 委員が職務のため旅行したときは、旅費を費用弁償として支給する。

2 委員に支給すべき報酬、旅費の額及び支給方法については、別に定める。

(委任)

第5条 この条例施行に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【鳥取市公民館条例】

第3章 公民館運営審議会

(審議会の設置)

第15条 法第29条第1項の規定により、第2条で設置する公民館の円滑な運営を図るため中央公民館に鳥取市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の委員)

第16条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、法第30条第1項の規定により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取市生涯学習推進協議会設置要綱

### (目的および設置)

第1条 生涯学習の推進に関して、広く市民の意見や要望を反映させるため、鳥取市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（1）生涯学習の推進にあたって、鳥取市生涯学習推進本部長（以下「本部長」という。）

が提起した事項に関すること。

（2）その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、本部長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第7条 協議会は、特定の事項を協議するための部会を置くことができる。

2 前条第3項の規定は、部会に準用する。

第8条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習・スポーツ課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成2年12月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成5年2月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成6年3月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

## (2) 平成25・26年度の協議内容等について

### 【提言】子どもたちを中心とした社会教育の活性化について

平成27年2月20日

鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会

鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会は、次の提言にもとづき、今後鳥取市教育委員会、青少年団体等において、青少年育成の取組の充実に努められるよう要望する。

#### (1) 現状（資料参照）

平成25年度全国学力・学習状況調査からみた鳥取市の子どもたちの現状は、自分で計画的に学習に取り組める、やらなくてはいけないことがきちんとできるが、地域との関わりでは、中学生になると急激に地域行事に参加しなくなる傾向がみられます。また、地域行事には参加しているものの、地域をよくするためにできることを考える子どもが少ないという傾向もみられます。

この現状から、各委員から鳥取の子どもたちに地域で活動する場が与えられておらず、自ら企画して事業を行う機会が少ないなどの意見がでました。

また、地域に子どもたちを受け入れる場と人が少ないのでないかという意見もでました。さらに子どもを中心とした事業を実施しようとしても少子化で事業が組めないという意見がでました。

#### (2) 課題

このような現状を踏まえ、課題として次のような点が挙げられました。

- ① 子どもたちの異年齢集団をいかに育成するか。
- ② 地域のノウハウをもつ人材を子どもたちとどう関わらせるか。
- ③ 中学生を中心とするジュニアリーダー養成のシステムをどのように作り上げていくか。
- ④ 地域の若い親たちをどのように地域に根付かせるか。
- ⑤ 学んだことを活かす場をどのように提供するか。

#### (3) 提言

このような課題の解決に向けて、今後つぎのような試みが重要と考えます。

##### ○ 子ども会ジュニアリーダーの養成について

- ① 地域の実態に応じて小学校高学年から中学生をジュニアリーダーとし、地域の行事等で企画・運営に参画させる機会を与える。
- ② ジュニアリーダーとなる子どもの育成のため、ジュニアリーダー同士が交流し、互いに成長する機会を設ける。このような機会の創設に当たっては、行政はその支援を行う。
- ③ ジュニアリーダーを指導養成する役割を大学生等が担い、地域のジュニアリーダー養

成のシステムを構築し、「縦のつながり」を地域に残していく。

○ 高齢者を持つ知識や技能の地域への還元システム（生涯学習で学んだ人が活躍できる場の提供）について

① 地域の人材（特に高齢者）がジュニアリーダー養成にかかわる場面を設定する。たとえば、土曜日等に公民館、学校等の公共施設で講座を開催する。

② さまざまな知識や技能を持つ高齢者を人材バンクに登録し、地域のニーズに応えるコーディネート機能（コーディネータ）を構築する。

○ 学校、地域、PTAの連携について

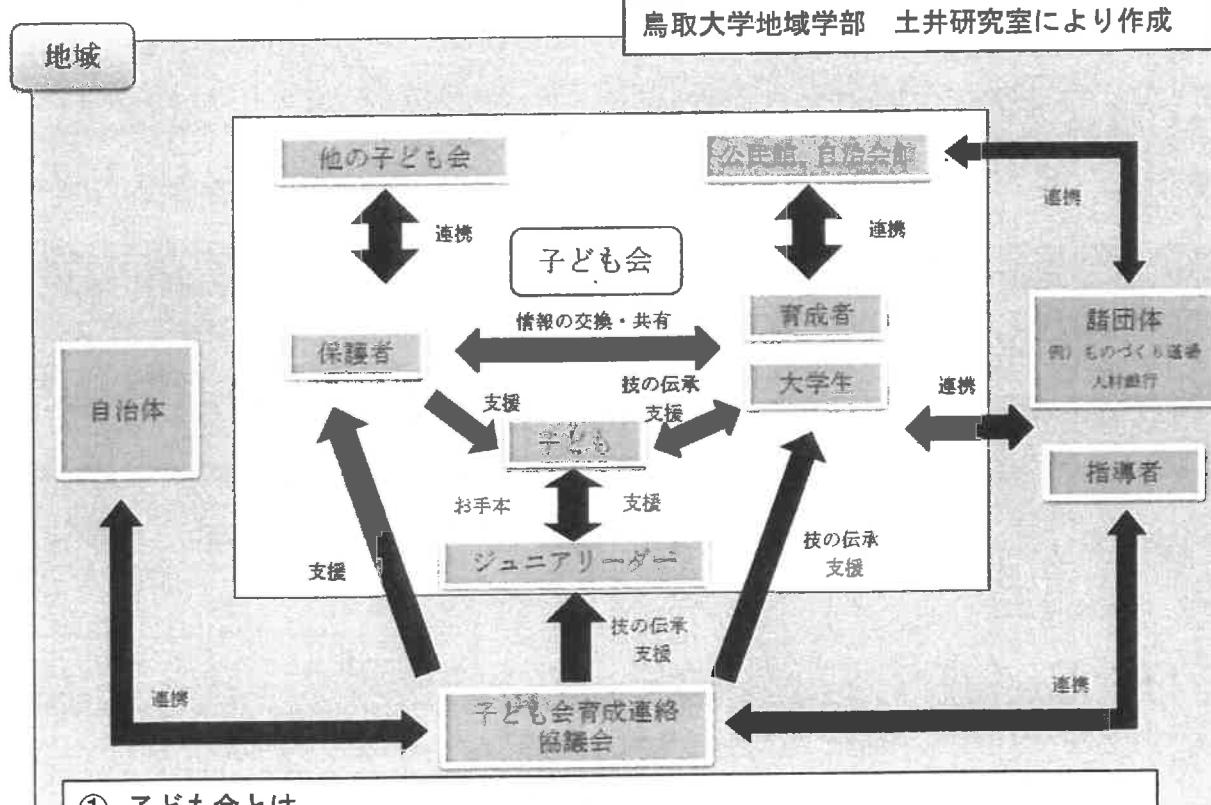
① 地域で培った企画力や「縦のつながり」を学校教育でも生かせるよう自治的な活動などを学校教育の場面でも意図的に設定することが必要である。

② 参加への働きかけと配慮のため地域と学校が行事等の情報をお互いに共有し、社会教育と学校教育の効果的な連絡を図る。

③ 活動が困難な子ども会等へ大学生等のボランティア派遣など行政的支援を行う。

④ 一番身近な地域であるPTAから子ども会の育成活動に積極的に参画し、地域に住む全ての大人にも特技指導者などとして協力してもらい、子どもたちの豊かな人間形成を図る。

鳥取大学地域学部 土井研究室により作成



① 子ども会とは

幼児（就学前3年）から高校3年生相当までを構成員とした、地域における異年齢集団により、子どもたちの発達に必要な様々な活動を通じて様々な体験が得られる集団です。

② 育成者とは

子どもを持つ親はもちろんのこと、地域に住む全ての大人のことです。

③ 育成会とは

育成者によって組織される、子ども会活動を援助するための組織です。

## 鳥取市の子どもたちの学力

平成25年度全国学力・学習状況調査(教科正答率 %)

小学校6年生	鳥取市	鳥取県	全国	全国比
国語A(知識)	65.2	63.9	62.7	+2.5
国語B(活用)	52.5	50.4	49.4	+3.1
算数A(知識)	79.9	78.1	77.2	+2.7
算数B(活用)	61.8	60.2	58.4	+3.4

中学校3年生	鳥取市	鳥取県	全国	全国比
国語A(知識)	78.7	77.6	76.4	+2.3
国語B(活用)	69.4	68.6	67.4	+2.0
数学A(知識)	65.4	64.8	63.7	+1.7
数学B(活用)	44.0	43.0	41.5	+2.5

全国平均・県平均を上回る良好な結果

## 鳥取市の子どもたちの学習状況

平成25年度全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙の肯定的回答%)

質問項目	鳥取市	鳥取県	全国	全国比
家で、自分で計画を立てて勉強しているですか。 (あてはまる・だいたいあてはまる)	小学6年生	63.3	61.8	58.9 +4.4
	中学3年生	46.2	46.2	44.5 +1.7
家で、学校の宿題をしていますか。 (あてはまる・だいたいあてはまる)	小学6年生	97.1	96.9	96.4 +0.7
	中学3年生	91.8	89.5	86.8 +5.0

鳥取市の子どもたちは…

自分で計画的に学習に取り組める

やらなくてはいけないことがきちんとできる

## 鳥取市の子どもたちの地域との関わり

平成25年度全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙の肯定的回答%)

質問項目		鳥取市	鳥取県	全国	全国比
今住んでいる地域の行事に参加していますか。 (あてはまる・だいたいあてはまる)	小学6年生	79.8	79.1	63.9	+15.9
	中学3年生	45.1	48.7	41.6	+3.5
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか。 (あてはまる・だいたいあてはまる)	小学6年生	34.8	37.3	38.6	-3.5
	中学3年生	23.3	23.7	26.8	-3.8
人の役に立つ人間になりたいと思いませんか。 (あてはまる・だいたいあてはまる)	小学6年生	95.0	94.3	93.6	+1.4
	中学3年生	94.4	93.6	93.3	+1.1

地域との関わりでは……

①中学生になると急激に地域行事に参加しなくなる。

②地域行事には参加しているものの、地域をよくするためにできることを考える子どもたちが少ない。

現在学校では…

小学校で、縦割りの活動を多く取り入れており、学級委員、児童会の復活を模索している学校もある。



自治力の育成

子どもの育ちを考える



地域・保護者との協働



## 平成27年度鳥取市社会教育関係事業計画

### 《目次》

#### ○教育委員会各課資料

・生涯学習・スポーツ課 .....	1
・学校教育課 .....	14
・教育センター .....	16
・学校保健給食課 .....	18
・文化財課 .....	20
・図書館 .....	22



## 【生涯学習・スポーツ課】

～だれもが心豊かにいきいきと輝くまちをめざして！～

生涯にわたって自由に学習機会を選択して学び、学習の成果を活かすことで自己実現を図り、生涯を通してスポーツに親しむ環境を整えることで健全な心と身体を培うため、生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。

### 1 第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の策定

平成24年3月に策定した『鳥取市生涯学習推進基本方針』に基づき様々な事業を実施し、また施設整備を推進してきた結果、生涯学習の推進体制については一定の成果はみられるものの、今後予想される急激な社会変化や市民の要請に対応するため、『第2次鳥取市生涯学習推進基本方針』を策定する。

### 2 第3次鳥取市子どもの読書活動推進計画の策定

子どもの読書環境の整備は自治体の責任という認識のもと、平成19年度には第1次の、また平成22年度には第2次の『鳥取市子どもの読書活動推進計画』を策定し、これに基づき各種事業を展開してきた。本年度はこれまでの取り組みの成果と課題を検証し『第3次鳥取市子どもの読書活動推進計画』を策定する。

### 3 学習機会の充実

尚徳大学、市民大学、ろうあ成人学級など市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会を充実する。

### 4 青少年の健全育成

- (1) 青少年育成鳥取市民会議と連携して、健全育成のための実践活動の推進に努める。
- (2) 子どもの活動を支援するための地域の推進体制の整備を支援する。
- (3) 子どもを参加させた活動を行う各種団体を支援する。
- (4) 子どもの活動を促進するための情報提供の充実を図る。
- (5) 少年愛護センターの充実を図り、街頭補導、相談、環境浄化活動を実施するとともに、家庭、学校、地域や関係機関と連携し、非行防止に努める。

### 5 地域家庭教育の支援

- (1) 地域家庭教育の教育力向上に向けて、子育て中の親に対する家庭教育の支援を行う。
- (2) 家庭教育に関する学習情報の提供や相談、公開講座等を実施する。

### 6 社会教育団体の育成

青少年団体、PTA等社会教育関係団体の活動推進と組織強化を図る。

### 7 公民館活動の充実

基幹公民館にあっては、地域における生涯学習の拠点として、地域の特性を活かした生涯

学習を展開し、地区公民館では、市長部局との連携を密にして、生涯学習はもとより地域コミュニティの拠点施設として更なる充実を図る。

## **8 烏取市スポーツ推進計画の策定**

本市においては総合計画の中で「スポーツ・レクリエーションの振興」が施策の一つとして掲げられていたが、これまでスポーツに関する総合的な計画が策定されていない状況であった。このような中、平成23年8月のスポーツ基本法の施行を受け、本市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための指針となる『鳥取市スポーツ推進計画』を策定する。

## **9 少年スポーツ活動の推進**

幼児期から体を動かすことの楽しさを伝える機会を積極的に提供するとともに、トップアスリートを活用した少年の育成支援や小学校・中学校体育連盟の活動支援、青少年を対象とした各種スポーツ教室の開催等により、青少年の健全育成を目的とした少年スポーツ活動を推進する。

また、昨年策定した「小学生スポーツ活動ガイドライン」を活用し、小学生スポーツに関わるすべての指導者、保護者をはじめ関係者が望ましいスポーツ活動について共通理解を深められるよう努める。

## **10 生涯スポーツの推進**

生涯スポーツを推進するため、児童から高齢者まで誰でも気軽に参加できる各種体育行事（市民体育祭、鳥取市スポーツレクリエーション祭等）を開催するとともに、研修会・講習会等の開催、スポーツ活動指導者の育成、情報の提供等に努め、健康な体づくりと生涯スポーツの普及、競技力の向上、市民交流の活性化を図る。

## **11 団体の育成と指導体制の充実**

体育協会、地域体育会連合会、スポーツ推進委員協議会、小学校体育連盟、中学校体育連盟、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど各団体との連携のもとに、スポーツ人口の拡大と地域スポーツ活動の推進に努める。

## **12 学校体育施設の開放促進**

市民の生涯スポーツの場として、学校体育施設（小学校全校、中学校2校）を開放するとともに、夜間照明等の施設の充実を検討するなど、有効利用の促進に努める。

## **13 施設の整備**

本市の社会教育施設・社会体育施設について、市民に身近で気軽に利用できる施設として適切に維持管理を行うとともに、『鳥取市公共施設の経営基本方針』に基づき計画的に整備（統廃合・新設等）を行いながら、市民の利用を促進し地域の活性化を図る。

## 平成27年度 事業計画（社会教育関係）

分野	事業名	期日	会 場	事 業 内 容
基本方針・計画策定等	『第2次鳥取市生涯学習推進基本方針』の策定	年間		生涯学習推進体制の整備に関し、地域・家庭・学校・行政等が目指す方向を定める基本指針 急激な社会変化や市民の要請に対応するため、第2次基本方針を策定
	『第3次鳥取市子どもの読書活動推進計画』の策定	年間		子どもの読書環境を整備する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画 これまでの成果等を踏まえて、第3次計画を策定
	社会教育統計	10月～(予定)		国が実施する基幹統計 社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることが目的
	社会教育委員の委嘱	6月		公民館運営審議会委員及び生涯学習推進協議会委員を兼務 任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日
	社会教育委員会議及び公民館運営審議会	6月3月	文化センター	社会教育・公民館の諸計画等の審議
	生涯学習推進体制の整備	年間		生涯学習の情報提供及び学習相談機能の充実
	サイクリングターミナル「砂丘の家」運営	年間	サイクリングターミナル「砂丘の家」	事業運営
団体育成	PTA指導者研修会	随時	未定	小・中学校 P T A研修会
	青少年育成鳥取市民会議	年間	全地区	地区組織強化のための研修 青少年の健全育成のための啓発活動
	青少年団体育成補助	年間		青年団体の育成
青少年育成	青年大会	未定	未定（県） 東京（全国）	○鳥取県青年大会 ○全国青年大会
	平成28年成人式	1月3日	とりぎん文化会館	式典・記念催事（参加見込み 1,800名）
	青少年育成基金事業	年間		青少年のための明るいまちづくりモデル地区指定事業として気高地区・青谷地区を指定 指定期間は2年間
	ジュニアリーダー養成及びヤングリーダー育成講座	年間	さざんか会館他	小学5年生～中学2年生を対象に、子ども会活動や地域行事の企画・実施に参画できるジュニアリーダーを養成 ジュニアリーダー養成講座を修了した者が、引き続き活動し研修を重ねてヤングリーダーとなるよう育成
家庭教育支援	家庭教育支援事業	年間	全小学校 保育園・幼稚園	小学校入学前の保護者を対象に、就学時健診・入学説明会の機会を利用して、「子育て親育ち講座」を開催（全小学校で1回実施）
	家庭教育支援事業	年間		子育てに関する助言を行う鳥取市家庭教育相談員の資質の向上と相互の情報と連携を図りながら、家庭教育に関する学習情報の提供や相談、公開講座等を実施
学習促進	尚徳大学（高齢者教室）	4月～12月	生涯学習センター等	高齢者がその年齢にふさわしい社会的能力を高めるための学習講座を開催 [社会、健康等 8コース]
成人学習活動促進	鳥取市民大学	5月～11月	生涯学習センター等	成人を対象とし、一般的な教養・専門的な知識の学習講座を開催 [郷土の歴史、国際理解等 6講座]
	人材活用事業	年間	地区公民館等	優れた知識、技能を有する人材を募り、講師あるいは助言者として必要な研修を行い、各地域に派遣
	ろうあ者成人学級	5月～3月	〃	市内在住のろうあ者を対象に、一般的な教養等の学習講座を開催

分野	事業名	期日	会場	事業内容
分野	事業名	期日	会場	事業内容
生涯学習委託事業	子どもと大人のふれあい事業	年間	地区公民館	青少年の健全育成を目的とし、人々との出会いを提供する事業、家庭教育の重要性を理解してもらう事業、地域社会に貢献できる人材を育成する事業を実施
	特色ある公民館活動事業	年間	"	地域の特性を活かし、住民の希望に対応する事業、歴史や伝統を次世代に引き継いでいく事業を実施
	人権啓発推進事業	年間	"	人権尊重の意識を高めるための事業を実施
	地域の仲間づくり事業	年間	"	地域の実情に応じて、すべての住民が気軽に学べ、地域の人たちと触れ合い、楽しめる事業を実施

〈少年愛護センター〉

事業名	期日	会場	事業内容
街頭補導・指導	年間	市内一円	少年たちが好んで集まり、不良行為をしやすい場所を中心に、補導員が巡回指導を実施
少年相談	年間	少年愛護センター	少年の非行防止にあたって、家庭や家族と協力して解決していくべき諸問題の相談に応じ、関係機関等と連携を図りながら問題解決をめざすための指導、助言等

〈視聴覚ライブラリー〉

事業名	期日	会場	事業内容
教材の整備充実	年間	視聴覚ライブラリー	視聴覚教材（16ミリフィルム・ビデオテープ・DVD）及び映写機等視聴覚機材の整備充実
教材の利用促進	年間	"	視聴覚教材及び機材の貸し出し
放送文化ライブラリー	年間	"	NHK鳥取放送局・日本海テレビ放送と共同で、郷土に関する放送番組の保存と公開 〔ふるさとの映像を見る会の開催 月1回（第3木曜日）〕

**(こども科学館) H27年度**

分野	教室名	定員	回数	内 容	対 象
教室事業	マジック教室	18人	22回	テーブルマジック、カードマジックなど基礎を学び、年度末にステージにて発表会	小学4～中学2年
	こどもアート教室	20人	8回	マーブリング・カルトナージュなど絵やデザインを楽しく学ぶ	小学生
	わくわく科学教室①・②	各20人	各8回	植物の科学・電気の科学など、科学・物理・天体などを楽しく学ぶ	小学1～3年
	楽しい科学教室	20人	8回	洗剤の科学・電池の科学など、科学・物理・天体などを楽しく学ぶ	小学4～6年
	こども体験教室	20人	8回	ろうけつ染め・クッキングなど、工作、工芸などを通じて体験学習を行う。	小学生
	親子陶芸教室	18組	4回	お皿・お茶碗など、世界にひとつだけの「やきもの」に親子で挑戦	小学生と保護者
	パソコン教室（入門編）	12人	4回	WordとExcelを学び、写真、イラストの作成を通じ、パソコンに親しむ。	小学生
企画イベント	パソコン教室（活用編）	12人	4回	Excelを学び、写真、イラストの作成を通じ、基礎知識・活用方法を学ぶ。	小学生
	夏休み企画事業 「木製壁掛け時計を作ろう」	各15組	2回	からくり工作を題材にした時計を親子で工作体験	小学生と保護者
	夏休み企画事業 「オルゴールを作ろう」	各15組	2回	からくり工作を題材にしたオルゴールを親子で工作体験	小学生と保護者
連携事業	クリスマス企画事業 「サンドブラスト工芸を体験しよう」	15組	1回	クリスマス工作を題材にしたサンドブラストによるガラス工芸を親子で工作体験	小学生と保護者
	全国科学館連携協議会巡回パネル展 「オーロラ-宇宙からの手紙」	—	1回	「オーロラ」の写真パネル展示。期間中に光の実験・ポストカード作りなど開催。	小・中学生一般
	コズミックカレッジ	26人	1回	天体・宇宙関連の簡単工作・実験を楽しむ	小学3～6年
	「宇宙の日」記念 全国小・中学生 絵画コンテスト	—	1回	宇宙の日にちなんだ絵画作品の募集、表彰、作品展示など	小・中学生一般
アウトリーチ事業	宇宙の写真展	—	1回	星の写真展及び天体観察・写真撮影	小・中学生一般
	お出かけ科学教室	—	随時	こども会等で簡単科学実験・演示などを行う。(空気の科学・光の科学)	小学生と保護者
	お出かけ工作教室	—	随時	こども会等で簡単工作指導・演示などを行う。	小学生と保護者
科学事業	夏休みこども実験室	40人程度	1回	科学実験（電気の不思議）	小学生と保護者
	科学資料の展示	—	常時	科学資料の展示（日本の火山帯及び断層など）	小・中学生一般
市民参加型	第40回 鳥取こどもまつり	—	1回	出会いの森にて野外アトラクションや操作体験、モノ作り、パフォーマンス等を開催。40回記念事業	小・中学生一般
その他事業	第34回マジック発表会	—	1回	マジック教室生徒発表会	小・中学生一般
	H27年度教室作品展	—	1回	科学館教室の一年間作品及び実施状況写真展示	小・中学生一般
	ものづくり道場	—	随時	指導者養成プログラム	一般

**(さじアストロパーク)**

分野	事業名	期日	事業内容
定例事業	夜間観望会	年間	103cm望遠鏡を使った星の観察会（1日1～2回） (雨天曇天時は天体説明会を実施)
	プラネタリウム	〃	天体や星座等の解説とテーマ番組の投影（1日3～4回） (テーマ番組は季節ごとに入れ替える)
	昼間の星観察会	〃	103cm望遠鏡を使った昼間の星の観察会（1日3～4回）
	太陽観察会	〃	太陽望遠鏡を使った太陽の観察会（1日2～3回）
	星空解説	〃	さじアストロパーク園地での星空や星座の解説（1日1～2回）
	期間展示	〃	テーマを決めての展示（随時入替をおこなう）
	館内クイズラリー	〃	館内展示の理解を深めてもらうクイズ
個別事業	宇宙ふしぎ探検	年間	特別な天文現象や見ごろの天体にあわせた説明観察会 皆既月食と満天の星空(4月4日)、木星の観察（5月2～5日） 見え始めた土星の観察（5月29～31日） 月・金星・木星の接近（6月20日） 七夕の星と天の川（7月7日）、 ペルセウス座流星群を観察（8月12～14日） 今シーズン見納めの土星を観察（8月13～15日）、 夏の大三角（9月19～22日）、ふたご座流星群を観察（12月13日） 冬の星座を観察（1月9、10日）、冬の星座と月を観察（2月13日） 部分日食を観察（3月9日）
	星景写真コンテスト	12～1月 3～5月	星と風景がいっしょに写った写真のコンテスト (募集12～1月 展示3～5月)
	星まつり	7月25日	「星」をテーマとして実施するイベント
	月まつり	9月26日	中秋の名月付近に実施する「月」をテーマにしたイベント
	雪まつり	2月7日	雪が多い時期に実施する「雪」をテーマにしたイベント
	クリスマスコンサート	12月20日	男声アカペラグループ他によるコンサートなど
	全国星空継続観察	8月 1月	星の見え方を通して大気環境を調べる全国星空継続観察の定点観察ポイントとして星空を継続的に観察する
	工作教室	夏	科学や天文をテーマにした工作を実施
	情報発信		
団体育成	星のたより	毎月	さじアストロパークの機関紙として発行
	アストロニュース	随時	最新の天文情報などを、主にホームページで公開
学校教育事業	さじアストロパーク友の会	毎月	会員を対象に、星空観察会や学習会等を実施
	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団	〃	団員を対象に、工作や科学実験、施設見学等を実施
他団体との連携事業	小・中学校	随時	小・中学校へ専門職員出張による月や星の学習授業等の実施
	高校天文セミナー	8月	県内高校生を対象とした宿泊研修（1泊2日）の講師を務める
	鳥取環境大学	5月	専門職員が地学(天文系)の非常勤講師として講義を実施
	鳥取大学	通年	鳥取大学の「地球科学」の非常勤講師として講義と実験演習を実施 地域貢献推進事業の共催、産学連携事業の共催、観察会や学生の作品展示会の実施
他団体との連携事業	公民館等との連携	随時	公民館等への出張観望会・工作教室・講演会
	スター・Wiークキャンペーン	4月～8月	全国的な取組のスター・Wiークキャンペーン（星空に親しむ週間。毎年8月1日～7日）推進のため、キャッシュコピー募集受付等を行う
	コズミックカレッジ	10月10日	JAXA（宇宙航空研究開発機構）と鳥取市子ども科学館との連携による科学教室
	五しの里さじ域協議会との連携	5月～11月	小学生等を対象にした田舎体験や自然体験活動の実施
	鳥取天文協会	随時	地元の天文愛好家団体と連携し、出張観察会での応援依頼や天文愛好家の育成と天文イベントの実施を行う

〈国府町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
活動高齢者推進事業	万葉学校 (高齢者講座)	5月～3月	10回	高齢者の生涯学習の場として、各種テーマを設定し開催	
対地象域事業一般	囲碁・将棋大会	8月、1月	2回	小学生から一般を対象とした大会を開催	
	スキルアップ講座	年間	16回	健康づくり講習、フラワーアレンジメント講習等	
	公民館芸能発表会 (地区公民館共催)	11月	1回	国府町内各公民館等の活動発表	
育成事業	子ども広場	7月～8月	2回	小学生を対象とした各種体験活動事業 (夏休み工作教室等)	
	親子ふれあい事業	12月	1回	親子のふれあいを図る催しを開催	
	クリスマスコンサート	12月	1回	地元音楽団体等によるコンサート	
子育て支援事業	親子ふれあい教室	年間	4回	親子のための各種講座 (健康学習、料理教室等)	
	子育て支援おはなし会	年間	12回	子育て支援センターでの読み聞かせ(月1回)	
	子育て支援クリスマスおはなし会	12月	1回	子育て支援センターでのクリスマスの本の読み聞かせ	
促進書利事業用	クリスマスおはなし会	12月	1回	乳幼児～小学生を対象としたクリスマスの本の読み聞かせ	
	春のおはなし会	3月	1回	パネルシアター、大型絵本等の読み聞かせ	
	おはなし会と絵本読み聞かせ講習会	10月	1回	わらべうた等を取り入れたおはなし会と読み聞かせボランティアの技術向上のための講習会	
アストロドーム	アストロ科学実験講座	5月～3月	6回	アストロドームを使った天体観測、科学実験などの体験学習を実施	
教室育成	サマディ	年間	48回	健康体操教室(週1回)	自主活動サークル

〈福部町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
社会般教育	公民館まつり	11月7日～8日	1回	作品展示、特設コーナー、講演会、テント村等	保・幼・小・中・各種団体・一般等
成人教育	耕心大学	年間 (毎月3回程度)	34回	高齢者学習(生きがいづくり) ・趣味講座・健康づくり講習など[4講座]	65歳以上の方
	レディース・セミナー	年間	12回	ガーデニング、料理講習、型染教室、藍染教室、パッチワーク、洋裁教室、押し花教室などの講習を開催	町民(主に女性)

青少年教育	チャレンジスクール	年間	30回	青少年の育成支援事業を実施 ・体験型事業を主体とし、活動を通して色々な経験や学習をする。	地域の小・中・高生を対象
	こども交流事業	2月	1回	こどもと地域の方との交流	小学校3年生
読書普及活動	新入生を迎える集い	4月	1回	・公民館図書室の存在認識 ・利用の仕方やマナー指導	小学1年生
	夏休み読書会	7月～8月	11回	紙芝居、本の読み聞かせ・貸出し、ゲームなど（町内11カ所）	小学生
	クリスマス会	12月	1回	大型紙芝居、人形劇、ゲームなど（紙芝居の会“どんぐり”と共催）	小学生
	おはなし会	年間随時	34回	本とふれあい親しむことを目的 ・絵本等の読み聞かせを実施 ・パネルシアターでの上演	幼稚園・育児サークル
	親子で楽しむおはなし会	年間随時	1回	講師を招き、親子で楽しめるお話し会を開催	町民
	図書まつり	11月8日～9日	1回	絵本展、古本市、工作教室を実施（公民館まつりと同時開催）	町民
各種教室育成	自主活動サークルの活動支援	年間	200回	サークル活動の支援 (カラオケ、太鼓、どんぐり、絵手紙、川柳、リズムエアロ、手話)	自主活動サークル
	書道教室	毎月3回	36回	書道サークルの支援 (成果発表：公民館まつり、新春書き初め大会)	書道教室の生徒

### <河原町中央公民館>

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
特色ある公民館活動事業	みたき大学	運営委員会で決定	5	講義、現地研修	運営委員会共催
	講習会	4・12月	2	住民対象の生きがいづくりとして講座を開催する。折り紙、しめ縄	
	民俗行事伝承活動	6・7・10・12 1・3月	6	端午の節句、釜やき、庚申待ち 八日吹き、すす払い 七草がゆと鳥追い、こと初め	
	河原町囲碁大会	5・8・1月	3	五月・盆・正月 公民館サークル主催	
	サークル作品展 第36回河原町文化祭	サークル展 文化祭	随時	文化芸術を通して交流を図る。	
	女性セミナー	運営委員会で決定	5	講義、現地研修	運営委員会共催
	生涯学習講座	6・10月	2	地域文化を学ぶ。（古文書を読む会） 寒樓文化を学ぶ。（田中寒樓顕彰会）	
子どもと大人の事業	おはなし会	5・10月	2	地域文化を学びふるさとを再認識する。	
	子ども体験教室	夏休み中	1	小学生対象（焼き物教室）	
読書事業推進	図書購入貸出	年間 (随時)	年間	新刊図書購入 図書貸出	
	読み聞かせ活動	偶数月	6	読み聞かせサークル活動支援	
文化祭	第36回 河原町民文化祭	10月23日（金） 10月24日（土） 10月25日（日）	1	音楽芸能発表会・作品展示	

ボランティア育成	ボランティア育成事業	毎月1回	12	会員の技術の習得と、習得した技術を地域活動に活かす団体を育成	パソコンクラブ
広報活動	情報ネットの充実と図書管理の向上	随時	年間	インターネットによる図書情報、公民館情報の提供、図書管理の充実	
	館報「情報」の発刊	随時	12	毎月発刊（情報の提供）	

### 〈用瀬町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
高齢者教育	みすみ大学	年間	9回	健康で明るい長寿社会づくりのため、楽しく学び共に心豊かに生きる講座を開催	
成人教育	ひいな学級	5月～12月	8回	健康で明るい家庭と故郷の仲間づくりを進め、豊かに共に生きる力を高める講座等を開催	
	成人学級	年間	9回	地域社会の中核として自覚を高め、健康で仲間と共に町づくりを考える講座を開催	
	女性教室	8月～10月	5回	手芸・革細工などの創作活動	
特色ある公民館	郷土史講座	年間	6回	郷土の歴史や文化財を学習し、地域の再発見と次代に語り継ぐ講座を開催	
	古文書を読む会	年間	7回	用瀬にかかわりのある古文書を読み、郷土理解を促進	
	おり紙教室	6月～2月	5回	日本で生まれたおり紙のすばらしさ、楽しさを得しながら豊かな心を醸成する教室を開催	
	陶芸体験教室	6～10月	2回	陶芸を通じて創作活動を楽しむ。	
社会教育全般	もちがせふれあいまつり	10月24～25日 11月14～15日	2回	用瀬町における一年間の生涯学習の成果発表。芸能発表と展示、企画展・催し等を検討。農業部門は、収穫時期の関係で、開催日を分けパート2として実施。	
	もちがせ生涯学習カレッジの運営	年間		学習情報誌を発行し、用瀬地域内の各種の団体などと連携して、地域住民にさまざまな学習機会を提供する。もちがせ生涯学習手帳を交付し、100単位ごとに奨励賞を交付する。	
	公民館だよりの発行	月1回	12回	行事予定、募集、結果の掲載。町内全戸配布	
青少年育成事業	第35回用瀬町青少年育成研修会	2月	1回	次代を担う青少年の心や行動を理解すると共に、地域で子どもたちをどう育てるか 保護者を対象に研修会を開催。小中学校又は人権文化センターとの連携。	
	第34回用瀬町子どもまつり	10月	1回	町内の子どもが一堂に会し、創作活動をとおして交流と親睦を図り、子どもたちの健全育成に寄与する。	
	青少年育成だよりの発行	4月・9月・12月	3回	青少年健全育成に関する用瀬町内の記事を掲載。町内全戸配布	

### 〈佐治町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
	ふるさとの歴史講座VIII	4月～3月	12回程度	郷土の歴史と文化を学び、郷土理解と次代への語り継ぎを図る講座を、熊野会（佐治町の文化遺産を大切にする会）と共に開催。	

各種講座・教室	さじ谷昔語り	4月～3月	5回程度	温故知新「佐治町のふるさとをたずねて新しくを知る。」身近な昔のさまざまな生活について学ぶ講座を開催する。	
	陶芸体験教室	通年	12回程度	陶芸体験を通して、創意工夫して作品を仕上げる力を養うとともに、芸術作品の鑑賞によって豊かな生活を営む活力とする教室を開催。	
	笹まき作りと佐治谷話	6月	1回	佐治地域の季節毎の伝統行事他を学ぶ講座を開催。	
	染物体験	7月・8月	2回	佐治町内で活動しておられる染色家の方に指導していただき、子どもと大人に分けて染色体験教室を開催。	
	子ども体験	7月・8月	2回	物を作る楽しさや難しさを味わい創作意欲を高めるため、夏休み期間中に物づくり体験教室を開催。	
	手芸教室	9月	2回	佐治町内で活動している、クラフト工房「ローダンセ」の指導により、佐治町内で採取された素材を使ったクラフトづくりを行い、佐治町の魅力の再発見につなげる。	
	和紙手芸教室	11月	1回	地域の住民に指導していただき、住民との交流の輪を広げながら佐治和紙に触れ心温まる作品作りに挑戦する。	
	ナイトウォーキング	10月	1回	散策途中にアストロパーク職員による星空学習でのしみながら秋の夜長に田舎道をゆっくり無理なくウォーキング。	
	クリスマス梨スイーツ作り教室	12月	1回	佐治町特産の梨を使用してスイーツ作りを実施。大人と子どもが楽しめる企画。	
	しめ縄作り体験教室	12月	1回	昔から伝わり次の世代へと受け継いしたい技のしめ縄作りを地元の「べてらん」にじっくり教わる講座。	
	新春書初め大会	1月	1回	筆を持つことが少なくなった現在、地元講師に指導していただき、心を落ち着かせ集中して筆に思いを込め、書を楽しむ一時を味わう。	
	民俗行事体験教室	1～3月	3回	佐治地域に伝わる季節毎の伝統行事他を学ぶ講座を開催。春の七草、節分、桃の節句。	
社会教育全般	春の山野草展示会(山野草の会主催)	5月	1回	佐治山野草の会会員の作品展示・栽培講習等	
	秋の山野草展示会(山野草の会主催)	11月	1回	佐治山野草の会会員の作品展示・栽培講習等	
	佐治町公民館まつり	3月(予定)	1回	佐治町公民館まつり実行委員会主催による、各種サークルの文化芸術活動を発表。	

### 〈気高町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事 業 内 容	備 考
青少年教育	交流事業	5月～7月	2回	○地域の大人と子どものふれあいをする	
	みんなであそぼう！けたかつ子	6月	1回	○気高町内の小学生を対象として、交流を深め、仲間作りをする。	
社会教育全般	健康講座	5月～7月	1回	○体質改善のためのきっかけ作りをする	
	鳥取市気高町文化祭	11月	1回	○公民館等で学習した成果の発表作品展示及び芸能発表	
	気高町歴史講座	4月～3月	4回	○歴史講座 地域に関するテーマで講座を開設 ○現地研修	

	気高町中央公民館+教育委員会気高町分室だより	4月～3月	12回	○たよりの発行、各戸配布	
学習	えいごであそぼう	12月	1回	○児童を対象に英語に親しむ機会をつくる。	

### 〈鹿野町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
講座開催	鹿野学講座	年間	3回	鹿野町地域内の歴史文化や自然などについて学習し、魅力ある地域づくりに資する講座を開催する	
開催事業登山	鷲峰山登山	5～11月	2回	鹿野町民の体力向上を目的に鹿野町のシンボル鷲峰山登山を実施する	
ジュニア事業川柳	ジュニア川柳大賞	9～3月	1回	川柳を通して、子どもたちの豊かな感受性の発育と川柳の発展に資する	
読書事業推進	読書推進事業	年間	24回	年間を通し、絵本の読み聞かせ・おはなし会を実施する	
文化芸術活動	文化芸術活動支援事業	年間		・第29回鹿野ふるさとミュージカル公演支援 ・鹿野町文化団体連絡協議会活動支援	

### 〈青谷町中央公民館〉

分野	事業名	期日	回数	事業内容	備考
成人教育	高齢者教室	年間5月～2月の毎月1回	10回	高齢者の生きがいと健康づくりを促進する教室を開催	
	生活に密着した教室	年間	2回	日常生活の潤いと生きがいづくり。フラワー アレンジメント及びジビエ料理教室等を開催	
	一般教養講座	年間	1回	健康で明るい文化的な生活に寄与する講座	
	地域再発見講座	5月	1回	青谷地域内の歴史文化や自然について学習し青谷の魅力を再発見	
青少年	健全育成事業	8月～10月	各1回	地区公民館、あおや郷土館、青谷上寺地遺跡展示館、青少年育成青谷町地区協議会と連携して親子で参加する事業を開催	
読書活動普及	読書推進事業	年間	3回	図書室を利用し、保育園児を対象にお話会や本の読み聞かせを実施	
社会般教育	青谷ようこそまつり	10月	1回	地域と地域、人と人が触れあい交流するイベントの開催（芸能発表、作品展示等）	主催：ようこそまつり実行委員会

平成27年度 事業計画 (社会体育関係)

行事名	期日	会場	対象者	備考
第58回鳥取市民体育祭	5月10日	倉田スポーツ広場ソフト場 若葉台野球場	校区体育会 (一般)	ソフトボール予選 (B・Cグループ) 軟式野球予選 (Aグループ)
	5月24日	倉田スポーツ広場野球場		男子バレーボール予選1日目
	6月7日	青谷町農林漁業者トレーニングセンター 青谷町体育館		女子バレーボール女子予選1日目
		鳥取市民体育館		バスケットボール予選
		国府中学校体育館 国府町体育館		男子バレーボール男子予選2日目
	6月14日	国府中学校体育館 国府町体育館		女子バレーボール女子予選2日目
		青谷町農林漁業者トレーニングセンター 青谷町体育館		卓球
		鳥取市民体育館		ゲートボール
	6月14日 ◎総合開会式 (鳥取市民体育館)	美保多目的広場		軟式野球 (Aグループ)
		倉田スポーツ広場野球場		グラウンド・ゴルフ
		白兎グラウンド・ゴルフ場		バスケットボール
	6月21日	河原町総合体育館		ソフトテニス (Aグループ)
		河原町勤労者体育館		弓道
	6月28日	千代テニス場		ソフトボール (B・Cグループ)
		鳥取市弓道場		バドミントン
	7月5日	倉田スポーツ広場ソフト場		男子バレーボール
		鳥取市民体育館		女子バレーボール
		河原町総合体育館		テニス (B・Cグループ)
		河原町勤労者体育館		水泳
		青谷町農林漁業者トレーニングセンター 青谷町体育館		ペタンク
	7月12日	千代テニス場		陸上
		国府町農村勤労福祉センター		相撲
		センタープール		剣道
	7月19日	美保多目的広場		柔道
	10月12日 ◎総合閉会式	コカ・コーラウエスト スポーツパーク		ボート
	6月14日	富桑体育館相撲場		ソフトバレーボールほか 12種目(予定)
	6月21日	鳥取市武道館		もちがせ流しひなマラニック大会実行委員会
		鳥取市武道館		バレー
	8月30日	湖山池ポートコース		マラソン
	9月20, 27日	鳥取市民体育館ほか		実行委員会
第26回鳥取市スポーツレクリエーション祭	5月17日	流しひなの館	小学生～一般	
第28回もちがせ流しひなマラニック大会	5月24日	鳥取市民体育館ほか	〃	バレーほか4種目
第38回鳥取市・姫路市姉妹都市親善スポーツ交歓大会	6月6, 7日	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	〃	市陸上競技協会
鳥取市陸上選手権大会	未定	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	中学生	因幡・但馬ジオパーク都市交流陸上競技大会実行委員会
因幡・但馬ジオパーク都市交流陸上競技大会	平成28年3月15日	砂丘因幡マラソンコース	〃	鳥取マラソン実行委員会
わかとり国体記念卓球大会	11月14日, 15日	青谷町農林漁業者トレーニングセンター	小学生	
青谷ようこそ中学生卓球選手権大会	11月21日, 22日	青谷町農林漁業者トレーニングセンター	中学生	青谷ようこそ中学生卓球選手権大会実行委員会
万葉ウォークラリー大会	10月3日(予定)	未定	小学生～一般	
第29回鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会	10月25日	砂丘オアシス広場	小学生～一般	ふくべらつきよう花マラソン大会実行委員会
気高スカラップ杯中学校バレー大会	未定	未定	中学生	

行 事 名	期 日	会 場	対 象 者	備 考
第16回県民スポレク祭夏季	8月29, 30日	西部地区会場	小学生～一般	水泳・ポート・ビーチバレー
〃 秋季	10月～11月	東部地区を中心に全県	〃	陸上・バレー・ボールほか
〃 冬季	2月14日ほか	全県	〃	スキー・ソフトバレー・ボールほか
第70回米子～鳥取間駅伝	11月7, 8日	米子～鳥取間	高校・都市・一般	鳥取陸上競技協会
第6回鳥取市新春健康マラソン	平成28年1月3日	コカ・コーラウエストスポーツパーク	幼児～一般	市陸上競技協会 市スポーツ推進委員協議会
鳥取市スポーツ表彰式	2月21日	市民会館	小学生～一般	市体育協会
鳥取市みんなで歩こう会	年 間(毎月)	市内外各会場	会員・市民	
地 区 体 育 祭 開 催	年 間	市内全地区	地区体育会	
小鳥学取校市体育連盟	市 水 泳 大 会	7月27日	河原町市民プール	小学生
	県 水 泳 大 会	8月 6日	どらドラパーク米子水泳場	
	市 陸 上 大 会	9月29日	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	
	県 陸 上 大 会	10月15日	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	
鳥取市中学校体育連盟	東 部 地 区 総 合 体 育 大 会	6月4, 5, 6日	東部地区各会場	中学生
	東 部 地 区 陸 上 競 技 大 会	6月16日	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	
	東 部 地 区 水 泳 競 技 大 会	7月 3日	河原町市民プール	
	東 部 地 区 駅 伝 競 走 大 会	9月15日	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	
	東 部 地 区 秋 季 体 育 大 会	10月2, 3, 4日	東部地区各会場	
	県 総 合 体 育 大 会	7月18, 19, 20日	中部地区各会場	
	県 駅 伝 競 走 大 会	10月20日	どらドラパーク米子	
	中国中学校選手権大会 (バレー・ボール)	8月5, 6, 7日	鳥取県民体育館	
	中国中学校選手権大会 (相撲)	8月 6日	鳥取市営相撲場	
	中国中学校選手権大会 (陸上競技)	8月 7, 8日	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	

(会議関係)

鳥取市スポーツ推進審議会	随 時	未 定	委 員	年1回予定
鳥取市体育協会理事会	4月20日	市役所本庁舎6階全員協議会室	体育協会	
鳥取市体育協会常任理事会	4月20日, 3月	〃 (3月は未定)	〃	
鳥取市地域体育会連合会総会	4月21日, 2月	福祉文化会館4階会議室	地区体育会	
鳥取市スポーツ推進委員協議会総会	4月14日	福祉文化会館4階第2会議室	スポーツ 推進委員	
鳥取市スポーツ推進委員協議会 理事会・専門部会	随 時	市役所第二庁舎5階会議室	〃	
中国地区スポーツ推進委員研修会	6月27, 28日	鳥取市	〃	
県スポーツ推進委員研究大会	6月27, 28日	鳥取市	〃	
全国スポーツ推進委員研究協議会	11月11日, 12日	愛媛県松山市	〃	
鳥取市スポーツ推進委員研修会	未 定	未 定	〃	
鳥取市スポーツ少年団総会	4月24日	市役所第二庁舎5階会議室	各単位団代表者	市スポーツ少年団
学校体育施設開放事業	〃	46小・中学校	〃	

## 【学校教育課】

### 《平成27年度努力点》

- ◎学校教育の目的や目標を達成するための効果的な施策を確実に実行することにより、学校の自主・自立のもと、自治力を高め魅力ある学校づくりを一層推進する。
- ◎小中一貫教育の考え方を基盤として、兼務教員の配置等を活用した中学校区の特色ある取組を充実することにより、児童・生徒の自治力と学習意欲を高め、学力の向上と学校不適応の解消を図る。
- ◎保護者や地域住民の教育活動や学校運営への参画を促し、責任を共有しながら地域社会と協働した学校づくりを推進する。
- ◎教育に対する熱い思いのもとに、学校及び鳥取市の教育課題に積極的に取り組み、併せて時代センスを身に付けた教職員の育成を図る。

### 《具体的施策》

#### 1 すべての子どもたちが輝く教育の実現

##### (1) 確かな学力の保障と学習意欲の向上

- ・学力と学習意欲を高めるための授業改善
- ・少人数学級の拡大
- ・家庭と連携した学びの習慣化の推進

##### 【主な事業】

- 『基礎学力定着支援事業』『計画・要請訪問』『全国学力・学習状況調査の結果分析』
- 『小学校外国語活動人材支援事業』

##### (2) 自律性、社会性、公共性を身につけた子どもの育成

- ・感謝や思いやりの心をもち、共に生きる力を育てる教育の推進
- ・自治力の向上と人権を大切にする正義の風土づくりの推進
- ・モラルやマナー・ルールを大切にする啓発活動の推進

##### 【主な事業】

- 『スマイルプロジェクト』『いじめ防止教育推進事業』『道徳教育研究実践事業』
- 『携帯インターネット教育啓発推進事業』『地域と共に創るとっとり人権教育事業』

##### (3) 学校不適応への対応、特別支援教育の充実

- ・各中学校区での学校不適応対策の推進
- ・交流計画や就学移行支援計画に基づいた幼・保・小連携の強化
- ・特別支援教育支援員配置の拡充

##### 【主な事業】

- 『全中学校区への兼務教員の配置』『学校不適応対策事業』『スクールソーシャルワーカー活用事業』
- 『特別支援教育支援員配置事業』『通級指導教室（発達障がい・言語障がい）の開設』
- 『技能センター運営事業』『水泳教室実施事業』

##### (4) 魅力ある学校・中学校区づくり

- ・各学校の創意工夫ある自発的、自治的な教育活動の推進
- ・中学校区を単位とした施策の実施

##### 【主な事業】

- 『自立と創造の学校づくり推進事業』『未来のとっとり教育創造事業』
- 『特色ある中学校区創造事業』

## (5) 教職員資質向上・授業改革

- ・教職員の資質向上と学校の自治力を高める研修の実施
- ・授業改革による学びの質の向上を図る

### 【主な事業】

- 『次代を担うとっとり教職員派遣事業』『中学校区でつながる授業改革ステップアップ事業』
- 『教職員研修等計画（全教職員・校長・教頭・人権教育主任・特別支援教育主任・中堅教員等）』
- 『教育課程研究指定校事業』

## 2 ふるさとに学び、夢に向かってはばたく、たくましい子供の育成

### (1) 将来の夢を描き、志をもつ子どもの育成

- ・郷土の先輩の生き方、レベルの高い芸術やスポーツにふれる機会の充実
- ・働くことを通して、地域社会や人材に学び、生き方を考える体験活動の充実

### 【主な事業】

- 『地域で学ぶ職場体験活動事業』『地域の宝事業』

### (2) ふるさとに学び、良さを見直す教育

- ・中山間地域での宿泊体験活動の実施
- ・地域の人材を活用した自然・産業・文化体験の充実
- ・ふるさとについて学んだことを発表する機会の設定

### 【主な事業】

- 『中山間地域ふるさと体験活動支援事業』『各姉妹都市交流事業』

## 3 学校・家庭・地域の連携と教育環境の充実

### (1) 地域全体で支える教育体制の確立

- ・子どもが安全で安心に過ごせる地域の環境づくり
- ・保護者や地域住民の意見・評価を生かした学校運営

### 【主な事業】

- 『地域で育む学校支援ボランティア事業』『地域創造学校（鳥取市版コミュニティ・スクール）』

### (2) 放課後の児童健全育成施策の推進（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

- ・子ども・子育て支援新制度のスタート（4年生以上も対象）
- ・開設場所の確保（学校施設の活用・共用）
- ・国の認定資格を持った指導員の養成

### 【主な事業】

- 『放課後児童健全育成事業』『放課後子ども教室推進事業』

### (3) 校区再編と通学環境の維持

- ・学校のあり方を地域や保護者で考える組織づくりの推進
- ・学校規模、通学距離、配置や地域との関係から総合的に検討（中間まとめの公表）
- ・小規模転入制度の推進（中学校へも導入）

### 【主な事業】

- 『小規模校転入制度』

## 【教育センター】

### 1 基本的な運営方針

従来の業務内容や運営方法にこだわることなく、職員の叡智を生かした新たな視点や発想を取り入れることで、鳥取市の教育の充実と振興を図るために、保護者や教職員、学校、そして子どもたちを側面から支援する。

※スローガン：『子供を元気に 先生を元気に 学校を元気に』

### 2 重点目標

- ① 学校不適応の解消に向けて、(保育園)・幼稚園・学校や関係機関と連携した組織的な支援
- ② 学校現場の活性化と教員の指導力向上のための研修の企画・運営

### 3 具体的な取り組み

#### (1) 適応指導教室の運営

- ① 組織的な通級生への支援の充実（全所員がかかわるという姿勢で）
  - ア 見通しを持った支援の工夫・改善
  - イ 支援会議の充実
- ② 園・学校・保護者との連携の強化
  - ア 情報連携の工夫・改善（園・学校訪問 担任の会 等）
  - イ 保護者啓発の工夫（保護者との面談の強化 保護者の会）

#### (2) 教育相談

- ① 訪問・電話・来所による相談の充実
  - ・幼稚園・学校・関係機関との連携の強化
- ② 巡回教育相談の充実
  - ・広報活動の充実
- ③ 就学移行支援 『にじのきょうしつ』
  - ・幼稚園年長児の就学に必要なスキルの育成・保護者相談

#### (3) 学校支援

- ① ひらがな音読支援、語彙指導
- ② 早期支援事業
- ③ 「ひびきセミナー」の開催

#### (4) 研修企画

- ① 教職員研修
  - ア 指導力を高める研修
    - ・若手教員の育成を図る研修（初任者研修会、講師研修会）
    - ・学校の課題解決を支援する研修
    - ・小教研・中教振との連携

- イ 鳥取市教職員研修の体系づくり
  - ・鳥取県教育センターとの連携
- ウ 新たな課題に対応した研修
  - ・英語教育（「きなんせ！English World」）、ＩＣＴに係る研修 等
- ② 調査・研究
  - ア 全国学力・学習状況調査－庶務、情報提供、分析
  - イ 「未来のとっとり教育創造事業」に係る調査・研究－ＩＣＴ、英語教育、地域との協働
  - ウ 教育情報の集積機能の強化（所蔵図書・ＤＶＤの管理・貸出）、人材バンクづくり
- ③ 学校の取り組み支援
  - ア 人材派遣
    - ・鳥取県特別非常勤講師配置事業
    - ・小学校外国語活動支援員の配置（県・市）
    - ・鳥取県学生教育ボランティア活用事業
- ④ 教育情報の提供
  - ア 教育センターだより、HP の充実
  - イ 館内の掲示の充実－研修内容、学校・中学校区の研修紹介 等

## （5）その他

施設提供等の充実

- ①研修室利用
- ②体育館利用

### 平成26年度の事業実績概要

☆教育相談回数：475回

　保護者：49%、教職員：16%

☆適応指導教室通級生：19名

　小学生：9名、中学生：10名

☆適応指導教室開室日数：198日

☆「ひびきセミナー」：3回実施（3校）

☆「きなんせ！English World」きなんせ！English World

　児童対象（土曜実施）4回実施 キャラバン12回 先生対象研修4回

☆「ひらがな音読支援」小学校1年生約1,700人対象

　第1回音読確認要支援者8.7パーセントが最終的には2.48パーセントに減少

☆研修室利用会合数：378回

☆研修室利用者数：7,441名

## 【 学校保健給食課 】

### 1 学校保健

#### (1) 学校の環境及び衛生の取り組み

各小中学校において衛生管理・検診等を実施し、保健及び安全に係る取り組みを行っている。

#### (2) 学校医、学校歯科医等の配置

児童・生徒及び教職員の適正な健康管理を行うため、各小中学校に学校医、学校歯科医を配置し、健康診断、健康相談を実施している。

### 2 就学支援

#### (1) 就学援助費

経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助している。

##### 《援助の内容》

学用品費(通学用品費含む)・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・通学費・学校給食費・校外活動費など。(鳥取市在住で鳥取大学附属小学校・中学校在学の方は、支給費目が異なる。)

#### (2) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童・生徒等を対象に、その保護者等の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、特別支援教育就学奨励費を支給している。

### 3 遠距離等通学費補助金

市立小・中学校に通学する児童・生徒において、居住地域から学校まで遠距離(小学生3km以上、中学生5km以上)にあり、バス若しくはJR又は公共交通手段がないため自家用車により通学する場合、その通学に係る経費負担を軽減するため、補助事業を実施している。

### 4 学校安全対策

鳥取市通学路交通安全対策推進協議会を組織し、各学校より「危険箇所」として報告された箇所について、学校関係者・警察・道路管理者・教育委員会合同による「合同安全点検」を実施し、児童・生徒の通学路における安全の確保に努めている。

## 5 学校給食

学校における食育の推進などの観点で平成21年4月から学校給食法が改正施行され、「生きた教材」としての学校給食の重要性を踏まえ、生きる力の育成を基本に、保健・安全・給食が一体となった健康教育と食の指導の充実・推進を図る。

調理業務（8学校給食センター）は、第一、第二、河原、気高、鹿野、青谷センターを（公財）鳥取市学校給食会へ、湖東、国府センターを㈱メフォスへ民間委託を実施している。

### （1）給食内容の充実

児童生徒の健康増進と体位の向上を図るために、学校、家庭、地域と連携をとり、地産地消を通じた安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の充実に努める。

「学校給食 献立作成計画」及び「食に関する指導・給食指導 学年別指導計画」に基づき、給食目標、指導内容のほか各教科と関連付けた食の指導の充実を図る。

① 献立委員会	各学校給食センターの計画により開催
② 物資委員会	毎月1回
③ 栄養教諭・学校栄養職員研修会	毎月1回
④ 衛生管理研修会	随時
⑤ 給食主任会	年1回

### （2）給食施設・設備の充実

安全で衛生的な給食を実施し、給食内容の多様化、衛生管理対策、設備老朽化による事故を防止するため、大型調理機器更新など施設・設備の充実を図る。

### （3）給食における衛生管理の徹底

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生管理の徹底に努める。

- ・指示連絡報告体制の確立
- ・給食従事者の健康管理及び衛生管理研修の充実
- ・食材検収や調理配食作業における更なる衛生管理の徹底

### （4）学校給食費の未納対策

学校給食費未納額の減少と保護者の不公平感を是正するため、学校における未納対策を実施した後の悪質な滞納者に対しては、「鳥取市学校給食費未納対策マニュアル」に基づき、法的措置を視野に入れた対策を継続実施する。

### （5）学校給食における食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と安全に給食を食べられる機会を増やすとともに、食育としての学校給食の効果を高めることを目的に、平成26年3月に「鳥取市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、平成26年度後期（10月）から、鶏卵の代替食・除去食の提供による食物アレルギー対応を実施している。

今後、鶏卵・乳の代替食・除去食による食物アレルギー対応の早期実施に向けて、「鳥取市学校給食食物アレルギー対応ワーキンググループ」を設立し、これまでの対応内容を検証しながら、安全性の確保を最優先とし、調理場の能力や環境に応じて、より実質的に検討する。

## 【 文化財課 】

### 1 文化財の保護

市民が親しみを持って文化財に接し、郷土の歴史文化に対して理解を深めながら、郷土愛を育むよう文化財愛護精神の高揚に努める。

文化財を積極的に保存し活用を図っていくとともに、市民共有の貴重な文化遺産として次代への継承に努める。

#### (1) 文化財の調査

市民の文化遺産を調査し、文化財としての価値や保存状況を把握するため、調査活動実施するとともに、必要に応じて資料収集に努める。

埋蔵文化財の保護を推進するため発掘調査体制を充実強化し、各種都市開発事業等との調整の円滑化を図る。

#### (2) 文化財の保存整備

価値の高い文化遺産を未来に伝えるため、公的な保護の必要なものを文化財として指定し、その適正な保存管理に努める。

指定文化財の適正な保護推進を図るため、所有者・管理者に対し必要な指導助言と支援に努める。

文化財の保存のため復元修理事業の推進と環境の整備及び伝承活動の促進等に努める。

#### (3) 文化財の公開活用

文化財の顕彰と理解を深めていくため、文化財の公開活用を推進し、文化財愛護意識の高揚を図る。

### 2 文化財施設の運営管理

市民が気軽に文化財に触れ、生涯にわたり愛護精神や郷土愛を培いながら、鳥取の歴史や文化を系統的に学習できるよう、鳥取市歴史博物館（やまびこ館）、仁風閣及び宝扇庵、鳥取市あおや郷土館、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館、鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市河原歴史民俗資料館、鳥取市用瀬郷土歴史館、鳥取市佐治歴史民俗資料館を管理運営する。

【平成27年度主要事業】

項目	事業内容
<b>1 文化財の保護</b> <b>(1) 文化財の調査</b>	<p>市内の指定・登録文化財（国33、県106、市135、国登録40）計314件（今年度より、合併前の町・村で個別にカウントしていた同種の文化財について、1項目に統合した。）</p> <p>①開発行為（鳥取西道路等）に伴う遺跡の発掘調査 ②保存・整備に伴う調査 　　鳥取城跡発掘調査 ③指定・登録等に係る調査 　　大堤池のウグイ突き漁法・手踊り行事 　　佐治・青谷和紙調査</p>
<b>(2) 文化財の保存整備</b>	<p>① 指定文化財の保存管理 　　ハマナス南限地帯、国庁跡、布勢古墳、嶽古墳、景石城跡、辰巳峠の植物化石産出層、阿古山22号墳、酒ノ津のトンドウ等</p> <p>② 指定文化財の整備等 　　鳥取城跡、池田家墓所、旧美歎水源地水道施設、福田家住宅、木下家住宅、三角山神社本殿</p> <p>③ 出土品の保存処理 　　桂見2号墳から出土した鉄刀の保存処理</p>
<b>(3) 文化財の公開活用</b>	<p>① 文化財の公開 　　仁風閣、梶山古墳壁画 　　青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び福部・鹿野総合支所、河原・用瀬・佐治の各資料館での文化財等の展示 　　【特別公開】旧美歎水源地水道施設（10月下旬）</p> <p>② 発事業 　　「こども考古学教室」市内小学校34校で実施 　　各種事業への講師派遣</p> <p>③ 企画展示事業 　　鳥取市歴史博物館、因幡万葉歴史館、あおや郷土館等で実施</p>
<b>2 文化財施設の運営管理</b>	<p>① 鳥取市歴史博物館 ②仁風閣、宝扇庵 ③因幡万葉歴史館 ④青谷上寺地遺跡展示館 ⑤あおや郷土館 ⑥資料館（河原、用瀬、佐治）</p>

# 【鳥取市立図書館】

## 平成 27 年度事業実施計画書

事 業 名	期 日	会 場	事 業 内 容
図書整備充実	年 間	図 書 館	図書整備費（中央 20,059、用瀬 3,160、気高 3,630 千円） (図書館 26,849 千円：中央公 6 室 3,270 千円) 中央図書館 平成 26 年度末蔵書冊数 383,520 冊 平成 27 年度末蔵書予定冊数 396,000 冊 (購入 12,000 冊、寄贈 1,500 冊、廃棄 1,000 冊：視聴覚含む) 雑誌整備 289 誌、寄贈 46 誌 新聞 11 紙 (9 館 5,769 千円) 視聴覚支援資料 350 千円 雑誌スポンサー 10 誌
図書館利用促進事業	年 間	児 童 一 般 多 目 的 ホ ル ギャラリー等	子ども読書活動推進事業 おはなし会の充実（土曜・日曜、読書週間開催）年間 88 回 グリムのおはなし会 年 1 回 読み聞かせボランティア交流会 年 1 回 親子で楽しむ講座 年 4 回 切り絵をつくる ブックスタート支援事業 乳幼児向けおはなし会（第 3 木曜日開催）月 1 回 小さい子どものためのわらべうた 年 2 回 ブックスタート事業への協力 月 1 回 ボランティア養成事業 絵本の読み聞かせ等講座 2 講座 全 11 回 家庭での読み聞かせ講座 1 回・ステップアップ講座 2 回 ボランティア受入事業（随時） 図書館訪問園児・小学生のおはなし会、図書館見学受入 文字・活字文化の日記念講演会 年 1 回 音読教室（他の機関にも拡大を計画） 月 1 回 落語を楽しむ 年 1 回 本のリサイクル市 11/3 (in バード・ハット) 読書通帳を活かした読書の推進 (20,000 冊増刷) ライブラリーニュース 毎月発行 市民ギャラリー及び多目的ホールの提供
図書館の経営評価	年 間		教育委員会による自己点検・評価
移動図書館車巡回事業	年 間	移動図書館車 市内 97 カ所 市内 25 施設	「なかよし号」32 ステーション、「こだま号」25 ステーション 「ふれあい号」40 ステーション を 2 週間に 1 回（9 カ所は 1 カ月に 1 回）巡回し個人貸出 「こだま号」25 団体を 2 カ月に 1 回巡回し団体貸出
図書館情報管理システムの運用	年 間	本 館 移動図書館 インターネット	図書館情報管理システムの効果的な運用 ホームページの充実、日本海データベースの活用 国立国会図書館等他の公共図書館とのネットワーク化促進
図書館振興計画(仮称)の策定	年 間		平成 37 年度までの長期展望にたって、図書館の振興計画を策定し、めざすべき図書館の将来像や目標を明らかにする。
資料搬送業務	年 間		地域図書館、中央公民館図書室、学校図書館へ配本 地域図書館 2 館週 4 回、6 館・県立・鳥大・環境大 週 3 回 市立病院週 2 回、小中学校等 61 校週 1 回 計 73 施設巡回
その 他	年 間	図 書 館	ボランティアの受入（図書整理、障がい者サービス支援等） 中学生体験学習、養護学校、大学実習生等の受入 鳥取大学及び鳥取環境大学との連携、講演会の共催 知的障がい者雇用事業拡充（嘱託職員 2 名）

## 【鳥取市立用瀬図書館】

## 平成 27 年度事業実施計画書

事 業 名	期 日	会 場	事 業 内 容
図書整備充実	年 間	図書館	地域図書館としての魅力ある蔵書の充実 基本的な図書の充実 平成 26 年度末蔵書冊数 59,248 冊 (視聴覚含む) 平成 27 年度末蔵書予定冊数 約 59,500 冊 雑誌整備 購入 66 誌、寄贈 12 誌、新聞 5 紙 寄贈資料 (郷土) の入力作業の促進
図書館利用促進事業	年 間	一般 児童 企画展示 広報	「本と人、人と人」が出会う講座 年 3 回 音読教室 (他の機関にも拡大を計画) 月 1 回 佐治谷ばなしを聞く会 年 1 回 読書週間、文字・活字文化の日関連事業 こどもの読書週間、子ども読書の日関連事業 子どもの読書活動推進事業の実施と充実 YA コーナーの充実 定例おはなし会 (毎月第 3 木曜日 : 小学生) 月 1 回 定例おはなし会 (毎月第 3 日曜日 : 3 歳以上) 月 1 回 おはなし会の開催 図書館訪問園児、小学生へのおはなし会 (随時) 子育て支援事業の充実 子育て応援コーナーの充実 わらべうたを楽しむ会 プックスタート事業の支援・協力 年 6 回 企画展示 (他機関・市民との連携企画展) 企画図書展示 (毎月 1 回程度) の充実 広報紙「図書館だより」の発行 每月発行 ホームページによる情報発信の促進 每月 1 回
移動図書館車巡回事業	年 間	南部地域 40 カ所	「やまなみ号」35 ステーションを 2 週間に 1 回巡回し個人貸出 5 ステーションを 1 月に 1 回巡回し個人貸出
学校および関係機関との連携・協力	年 間		南部地域の図書館との連携・協力、巡回相談 (隔月に 1 回) 子育て支援センターとの連絡強化 第 6 回「流しひなの里・用瀬検定」の実施への協力 もちがせ生涯学習カレッジへの協力
職員研修	年 間		市立・県立図書館等の研修会への参加
その 他	年 間	図書館	中学生体験学習 1 校受入 (千代南) 行政書士無料相談会の開催・奇数月 市民へ図書館フロアの利用提供と促進

**[鳥取市立気高図書館] 平成 27 年度事業実施計画書**

事 業 名	期 日	会 場	事 業 内 容
図書整備充実	年 間	図書館	地域図書館としての魅力ある蔵書の充実 平成 26 年度末蔵書冊数 56,083 冊 平成 27 年度末蔵書予定冊数 約 58,500 冊 雑誌：購入 60 誌・寄贈 6 誌、新聞：7 紙 図書・雑誌の廃棄・除籍の実施 郷土資料の充実
図書館利用促進事業	年 間	児童 一 般 広 報	子どもの読書活動推進事業の実施 乳幼児向けおはなし会の開催（第 3 金曜日）月 1 回 子ども向けおはなし会の開催（第 2・4 土曜日）月 2 回 子ども読書の日関連事業 絵本の読み聞かせ研修講座 季節の行事のおはなし会（夏・冬）年 2 回 絵本の紹介・月例展示の充実 子育て応援コーナーの常設 プックスタート事業の支援、協力 （6 カ月健診時等：隔月実施） 子育て支援事業の実施（わらべうた講座） 「図書館フレンズけたか」との連携講座（としょかん発見塾）及び展示 子ども読書ネットワーク活動への協力 声にだしてことばを楽しもう 読書週間関連事業の開催 本のリサイクル市（文化祭共催事業）10/31・11/1 図書館だよりの発行（毎月）
移動図書館巡回事業	年 間	西部地域 37 カ所	「つばさ号」33 ステーションを 2 週間に 1 回巡回し個人貸出 4 ステーションを 1 月に 1 回巡回し個人貸出 西部地域の保育園 2 園への巡回貸出（月 1 回）
相互貸借システムの活用	年 間	図書館	他の公共図書館との相互協力の促進
学校・保育園等関係機関との連携・協力	年 間	図書館 西部地域	西部地域の図書館との連携・協力、巡回相談（隔月に 1 回） 学校、保育園、地域の読書活動団体との連携・協力
職員研修等の充実	年 間	図書館	市立・県立図書館等の研修会への参加
その 他	年 間	図書館	中学生職場体験学習 2 校（気高・鹿野）受入 他機関との連携（西部地域行政書士無料相談会の開催）

## 「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」の策定について

### 1 趣旨

本市における生涯学習推進の基本的な考え方と方向を示す、「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」を策定する。

### 2 これまでの経緯

- H 4 「鳥取市生涯学習推進構想」策定
- H 6 「鳥取市生涯学習推進計画（H5～7）」策定
- H 9 「鳥取市生涯学習推進計画（H8～12）」策定
- H 14 「第2次鳥取市生涯学習推進構想・推進計画（H14～23）」の策定
- H 20 「第2次鳥取市生涯学習推進構想・推進計画《改訂版》（H20～23）」の策定
- H 24 「生涯学習推進基本方針（H24～27）」の策定

### 3 策定にかかる推進体制

- (1) 鳥取市生涯学習推進本部
  - ① 本部会議の開催
  - ② 関係部署との協議、調整
- (2) 市民等による検討
  - ① 鳥取市社会教育委員（公民館運営審議会委員及び生涯学習推進協議会委員兼務）
  - ② 市民政策コメントの実施

### 4 「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」の理念及び概要（案）

- (1) これまでの経緯を踏まえ、具体的な施策ではなく、基本的な考え方と方向を示したものとする。
- (2) 本市の現状（現代的課題・地域的課題）を的確に捉え、継続的に実施する取組、新たな目標とするもの、重点的に推進していく事項等を簡潔にまとめる。
- (3) 現在策定中の第10次鳥取市総合計画や市長マニフェスト等との整合を図る。
- (4) 市民との「協働のまちづくり」を視点において方針とする。「学び」を通じた地域づくり・地域課題の解決や、地域の教育力向上等、今後の本市において社会教育に求められている役割を検討し、対応したものとする。
- (5) 構成案はおおむね次のとおりとする。
  - ① 基本方針の概要
  - ② 基本理念
  - ③ 基本目標
  - ④ 基本施策
  - ⑤ 推進体制・進行管理

## 5 策定にかかるスケジュール

月別	鳥取市生涯学習推進本部 (推進本部と略)	鳥取市社会教育委員会議 ※委員は、公民館運営審議会委員及び生涯学習推進協議会委員を兼務)
5月	第1回 推進本部 ・基本方針の策定及びスケジュールの決定	
6月	・事務局による生涯学習施策に関する部署へのヒアリング	
7月	・事務局による基本方針（素案）の作成 ・事務局による基本方針（素案）に関する部署との調整	第1回 委員会議 ・基本方針の策定及びスケジュールの説明
8～ 9月	・事務局による基本方針（素案）修正	
10 月		第2回 委員会議 ・基本方針（素案）の検討
11 月	・事務局による基本方針（素案）の修正	・修正後の素案の検討 (文書による)
12 月	・事務局による基本方針（案）作成	
1月	(市民政策コメントの実施)	
2月	第2回 推進本部 ・基本方針（最終案）の審議・決定	
3月		第3回 委員会議 ・基本方針の報告

※「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」…「基本方針」と略す。

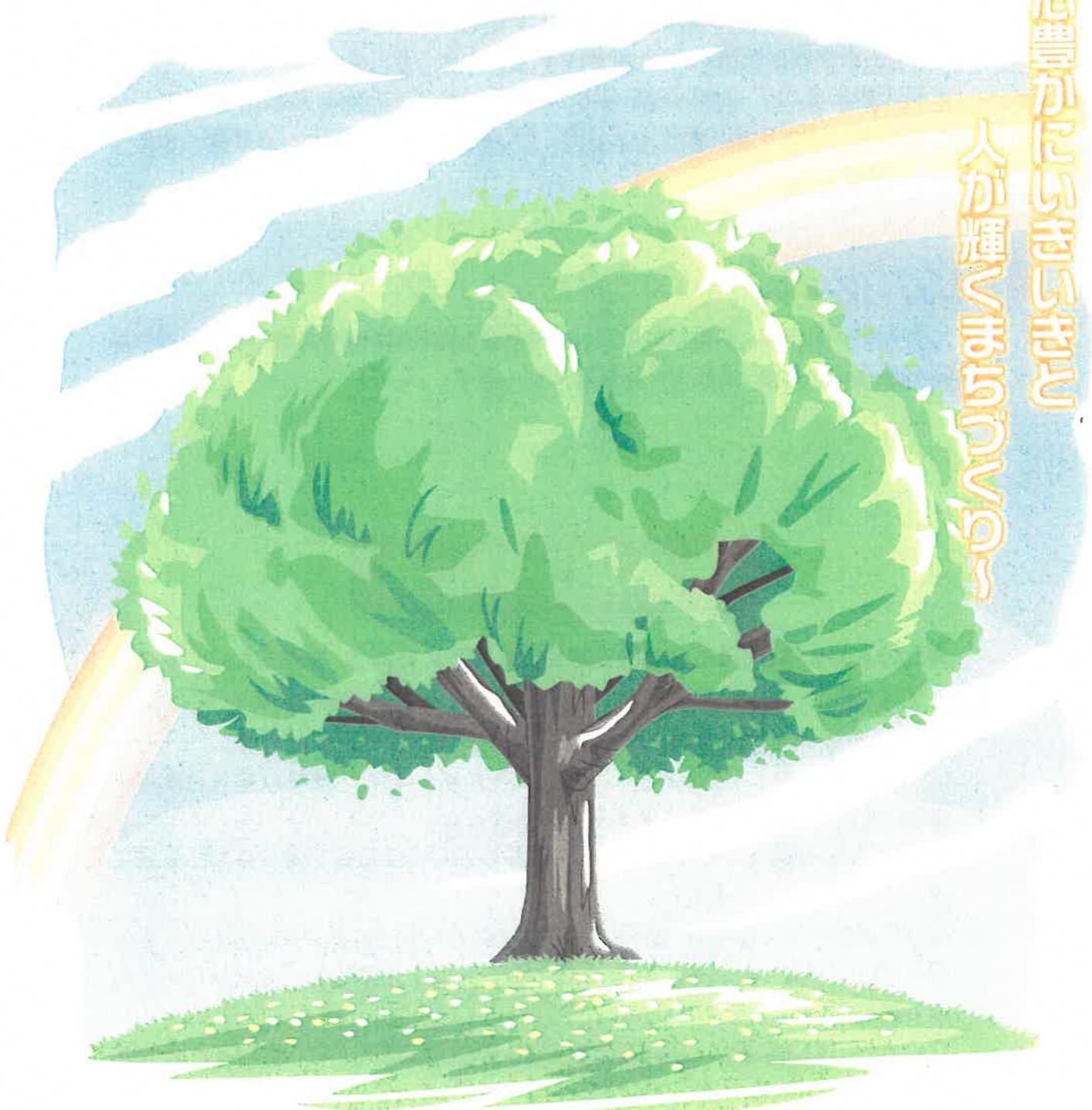
「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」の策定体制（案）

名 称	鳥取市生涯学習推進本部	鳥取市生涯学習推進協議会	鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会
設置目的等	市民一人ひとりが充実した生活を目指して生涯にわたって行う学習を助けるため、生涯学習の基盤整備を総合的に推進することを目的として設置する。	生涯学習の推進に關して、広く市民の意見や要望を反映させるため設置するもので、生涯学習の推進にあたって鳥取市生涯学習推進本部長が提起した事項等を審議する。	社会教育委員は、社会教育に關し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案すること、及び定期又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに對して、意見を述べる。公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。
組 織	本部長：市長 副本部長：副市長 教育長 幹事会 生涯学習施策に関する部署の課長等で 本部長が指名する職員で構成	委員：20人以内で構成。 鳥取市生涯学習推進本部長が委嘱 根拠等：鳥取市生涯学習推進協議会設置 要綱	委員：20人以内で構成 鳥取市教育委員会が委嘱 根拠法令等：社会教育法、公民館条例 ※ 地方自治法に基づく附属機関
任 期	—	2年	2年



鳥取市

生涯字習推進  
基本方針



心豊かにいきいきと  
人が輝くまちづくり

# I

# 基本方針の概要

## ① 策定の目的、主旨

### (1) 方針の目的

本市では、これまでの生涯学習に関するさまざまな取組により、一定の成果が上がり、今日では多くの地域で生涯学習活動が活発に繰り広げられるようになってきました。

このような中、今後の急激な社会変化や市民の要請に対応するため、ここに、「鳥取市生涯学習推進基本方針」を策定することとしました。

この方針をもとに、地域、家庭、学校、行政等がめざす方向を共有化し、連携しながら地域全体の力を高めることにより、「心豊かにいきいきと 人が輝くまちづくり」を推進していきます。

### (2) 方針の期間

この方針の期間は、本市教育の方向性を示す「鳥取市教育振興基本計画」の計画期間の終期にあわせ、平成 27 年度までとします。

## ② 生涯学習とは

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことです。

また、中央教育審議会答申などでは次のようにとらえられています。

- ①生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意愿に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ②必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
- ③学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動等の中でも行われるものであること。

このように生涯学習は、学習者の自発性、自主性に基づいて行われることが基本となります。

## II

# 基本的な考え方

## ① 基本理念

平成18年12月に改正された教育基本法で新しく規定された「生涯学習の理念」を基本に、市民が自発的に、生涯にわたって自由に学習機会を選択して学ぶとともに、その成果を活かし、その喜びを分かち合うことで、自己実現できる社会の実現を目指します。

また、地域、家庭、学校、行政等が、それぞれ持つ力を向上させ、相互に連携・協働することにより新しい時代のまちづくりを推進します。

これらを踏まえ、この方針の基本理念を次のとおりとします。

『学ぶ喜びを分かち合える生涯学習』

## ② 基本目標

この方針の基本理念を実現して行くにあたり、以下の三つを基本目標として総合的に推進します。

### (1)だれもが学べる生涯学習

「子育て世代」、「高齢期」等の生涯各期や、就業のための技能・知識の習得など、市民が置かれている状況に応じた学習機会の充実を図るとともに、社会の変化や要請に対応できる学習環境の整備に努め、市民の学ぶ意欲に応えます。

### (2)学んだ成果を活かす生涯学習

学習成果を発表したり、地域で活かすことができる仕組みを進めます。また、このような機会をとおして、絆を深めたり新たな人との出会いへとつながっていくよう支援します。

### (3)社会参加と地域社会の連携を深める生涯学習

学習活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域、家庭、学校と連携・協力し、課題解決に向けて取り組むことにより、地域の教育力の向上を目指します。

### ③ 基本施策

基本目標を達成するため、次に掲げる基本施策に基づき、市民一人ひとりの学習活動を積極的に支援していきます。

#### (1) 市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実

自分の人格を磨き、豊かな人生を送るために、学校教育の期間と場だけではなく、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期等、それぞれの時期において、様々な場所や方法で学習活動ができることが大切です。

このため、市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会の充実を推進するとともに、市民の健康づくりやいきがいづくりのため、各年代に応じた生涯スポーツ活動を支援します。

##### 主な取組

- 人格形成の基礎を培う幼児教育の実践
- 青少年及び成人の社会的知識向上を図る学習の推進
- 「学び直し」や新たな学びへの挑戦ができる機会の提供
- 高齢者の生きがいづくりをめざした学習の推進
- 各年代に対応した健康づくり及びスポーツ・レクリエーション活動の支援
- 世代間交流や地域間交流の活性化を図る取組



#### (2) 社会的課題に関する学習機会の充実

趣味や教養など「個人の要望」による学習だけでなく、現在の社会情勢に対応した人づくり・地域づくりを進めるためには、「社会の要請」に応じた課題についての学習機会が提供されることが重要です。このため、社会的な課題に対して、一人ひとりが「市民」として主体的に考え、責任をもち、解決していく力を育む学習機会を充実させます。

##### 主な取組

- 共生社会の実現をめざした人権教育と平和に関する学習の推進
- 男女共同参画社会に関する学習の推進
- 防災、安全、消費生活等の生活に関する学習の推進
- 福祉、健康に関する学習の推進
- 環境、リサイクル、ごみ問題に関する学習の推進



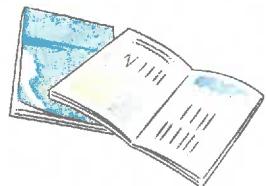
### (3)だれでも学べる多様な学習形態や情報提供の充実

個人の要望や社会の要請に応じるためには、多様な内容や形態の学習が必要です。

このため、情報通信技術を活用して、時間や場所の制約を受けない学習形態の充実に努めます。障がいのある人については、その状態に応じた学習プログラムの策定を行います。また、国際意識を育てる交流事業の取組などにより、国際理解の促進を図ります。さらに、様々なメディアを活用した広報活動などによる情報提供を充実させます。

#### 主な取組

- 生涯学習事業の情報提供及び学習相談への適切な対応
- 障がいのある人がその状態に応じて学習活動ができる機会の充実
- 国際化に対応する学習の推進
- 情報通信技術を活用した学習の推進
- 情報リテラシー教育の推進



### (4)学習した成果を活かす仕組みづくりと人材育成

単に学習を個人の知識・教養の向上だけにとどめるのではなく、その成果を地域社会の発展に活かしたいという意識が高まっています。このため、学習により身につけた知識・技能・経験を発表する機会や、実践・活用する場の充実に努めます。

また、生涯学習推進にあたっては「人づくり」が重要であり、継続的な学習活動を行う人材の育成が不可欠です。このため、学習活動で培った成果を、指導者やボランティアとして地域に還元できる人材の発掘と育成を進めるとともに、まちづくりに参画できる仕組みを拡充します。

#### 主な取組

- 各種展示、発表会の開催
- ボランティアの育成及び活動の活性化
- 人材登録制度の充実



## (5)地域、家庭、学校、行政等の連携による地域社会の教育力向上と家庭教育の強化

人口減少と少子高齢化の進展、都市化、地域社会の人間関係の希薄化等、現代社会は変化しており、それに伴う様々な課題の発生により、地域社会の教育力が低下しています。

このため、地域、家庭、学校、行政等が連携し一体となり、教育力向上に向けての情報提供や学習機会の充実に努めています。



家庭での教育は、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけ、豊かな感性、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的倫理観、自制心や自立心、社会的マナー等を身につける上で、重要な役割を担っています。このため、子育て中の親やこれから親となる人へ、家庭における教育の大切さについて理解してもらう学習機会を充実させます。

また、子どもたちの「生きる力」を育むための支援をはじめ、世代を超えた交流活動や地域における体験活動の機会を充実させるなど、地域社会全体で子育てを支援していく機運を盛り上げます。

### 主な取組

- 学校内外における子どもの安全確保に取り組む地域ボランティアの育成
- PTAの組織強化と活動の充実
- 地域が抱える課題解決に向けた大学など高等教育機関との連携講座の開催
- 地域特性を相互に理解し合い、学び合う地域間交流事業の推進
- 学校、地域における子育てに関する学習の推進及び情報の提供
- 地域における子ども達の体験活動機会の充実

## (6)伝統文化・芸能の継承及び活用と文化芸術の振興

地域の教育力を高めるためには、地域の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次の世代に受け継ぐことが重要です。これは、ふるさとを大切にする心を育くむとともに、特色ある地域づくりにもつながります。このため、郷土の伝統文化や芸能の保存・保護・伝承・活用に努めます。

また、社会の成熟とともに、人々の意識は「ものの豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求めるよう変化しています。このため、市民が文化芸術活動にふれることができる機会を充実させます。



## 主な取組

- 伝統芸能や技能などの保存・伝承・発信のための取組
- 文化財への意識高揚に関する学習の推進
- 市民が自主的に行う文化芸術活動の支援と施設や環境の整備
- 文化芸術活動による交流の促進



## (7)生涯学習活動拠点施設の充実

生涯学習施設は、市民にとって安全・快適で使いやすい施設であることが望まれます。このため、市民が「いつでも どこでも だれでも だれとでも 何でも いつまでも」学習できる環境の整備・充実を図ります。

特に、地域住民に最も身近な地区公民館は、幅広い年齢層が活用しやすい、地域に根付いた施設となるよう、適切な運営に努めます。さらに、地域住民が一体となって課題解決に取り組む機運が生まれるよう、まちづくりの拠点としての機能も強化します。

また、図書館は、中でも利用度が高い拠点施設であり、「鳥取市図書館整備計画」に基づき施設の整備・充実を図ります。

その他、こども科学館や勤労青少年ホームなどの青少年施設、さじアストロパークや歴史博物館などの文化施設は、それぞれの特色を活かし、子どもたちに参加・体験型の学習を提供できる機能を高めます。



## 主な取組

- 公民館の施設整備及び機能強化
- 学校教育施設の開放
- 図書館の整備及び管理運営
- 生涯学習施設の適切な管理運営



### III

# 施策の推進に当たって

## ① 総合的な推進体制

生涯学習に関する施策を効果的・効率的に進めるにあたっては、地域、家庭、学校、行政等の連携・交流の強化は大変重要です。このため、次のような連携を図り、総合的な推進体制の整備に努めます。

### (1)市民との連携・協働

地域全体の力を高め、「心豊かにいきいきと 人が輝くまちづくり」を推進するため、市民との連携・協働を一層強化します。

### (2)関係機関との連携

市民の多様な学習要望や社会の要請に応えるとともに、地域の課題解決を図るために、公民館・図書館・博物館等社会教育施設、学校、大学など高等教育機関、社会教育関連団体、NPO法人等との連携を密にしていきます。

### (3)府内の連携体制

市長を本部長として設置している「鳥取市生涯学習推進本部」を中心に、全庁的に生涯学習推進事業の実施に取り組むなど、体系的な基盤整備を推進していきます。

## ② 進行管理(P:計画、D:実行・実践、C:点検・評価、A:改善)

生涯学習の推進にあたっては、取組の検証・点検を行い、その評価結果に基づき課題などを把握し、改善を図っていくこと(P D C Aサイクル)が重要です。このため、次のような進行管理を行います。

### (1)当面事業の進行管理

生涯学習推進事業の進行管理については、「第9次鳥取市総合計画」を戦略的に展開するために構築された「行政評価マネジメントシステム」を活用します。

また、市民委員で組織する鳥取市生涯学習推進協議会や社会教育委員をはじめ、市民の皆さんからの意見や助言などを施策に積極的に取り入れていきます。

### (2)方針の進行管理

各事業の進行管理を行う中で、この方針についても鳥取市生涯学習推進本部などで検証し、効果的な生涯学習振興施策が実施できるよう見直します。

### 鳥取市生涯学習推進基本方針

平成24年3月 発行

お問い合わせ先

鳥取市教育委員会 生涯学習課

〒680-0841 鳥取市吉方温泉三丁目701

TEL 0857-20-3361 FAX 0857-20-3364

URL <http://www.city.tottori.lg.jp>